


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、施行規則の改正を併せて行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 災害援護資金の借受について、保証人を立てることが必須でなくなったことから、保証人の有無により必要書類等が違う旨に改正する。(第9条)</p> <p>② 文言整理等の所要の改正(様式の改正を含む)</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行し、平成31年4月1日からの適用とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例の規定に沿った適切な事務を執行できる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。